

中播磨(市川流域圏)地域総合治水 推進計画(素案)説明資料

総合治水推進計画(素案)の構成

項目	総合治水条例 推進計画に定める事項		中播磨地域総合治水 推進計画の目次
流域概要	—	—	第1章 計画地域の概要
方針・目標	①総合治水の基本的な 目標に関する事項	—	第2章 総合治水の基本的な目標
	②総合治水の推進に 関する基本的な方針	—	第3章 総合治水の推進に 関する基本的な方針
具体施策	③河川下水道対策に 関する事項	第8条 ～9条	第4章 河川下水道対策
	④流域対策に関する事項	第10条 ～37条	第5章 流域対策
	⑤減災対策に関する事項	第38条 ～50条	第6章 減災対策
必要の その他 事項	⑥環境の保全と創造への 配慮に関する事項	第8条	第7章 環境の保全と 創造への配慮
	⑦その他総合治水を 推進するにあたって 必要な事項	第51条 ～54条	第8章 総合治水を推進するに あたって必要な事項

【流域面積】

約907km²

【計画地域内の水系】

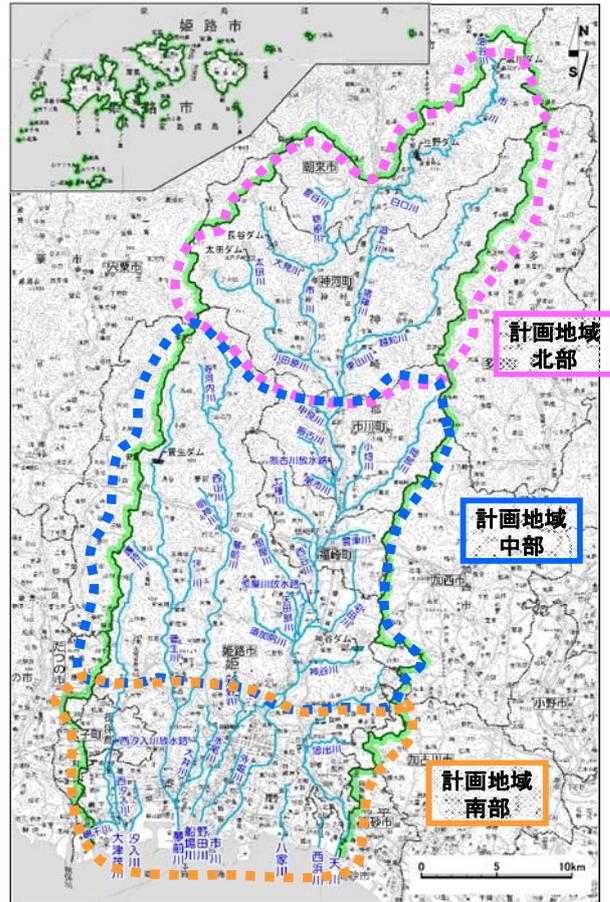
9水系

天川、西浜川、八家川、市川、野田川、
船場川、夢前川、汐入川、大津茂川

【計画地域内の主な市町】

3市4町

3市: 姫路市、高砂市、朝来市、
4町: 市川町、福崎町、太子町、神河町



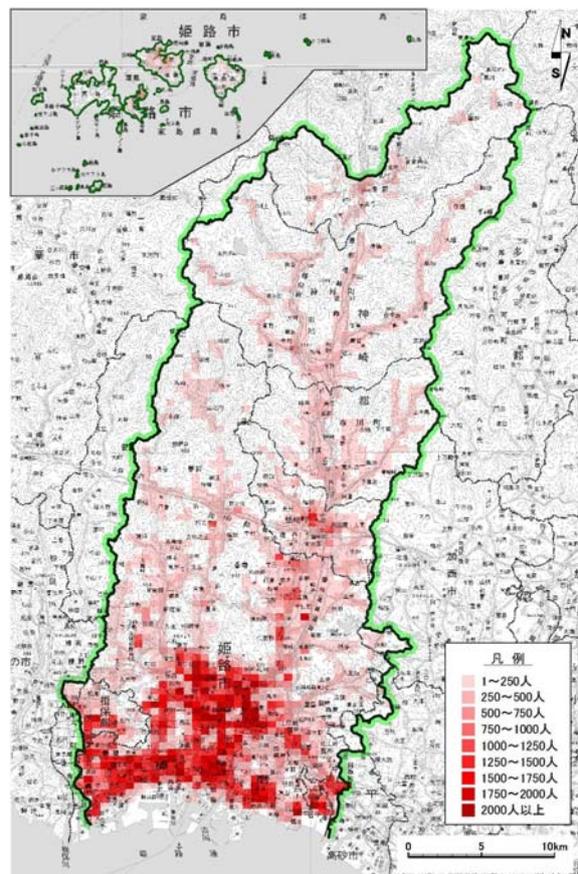
2

人口分布

人口は、

約59.5万人
(平成22年10月現在)

計画地域南部の臨海部に
人口が集中



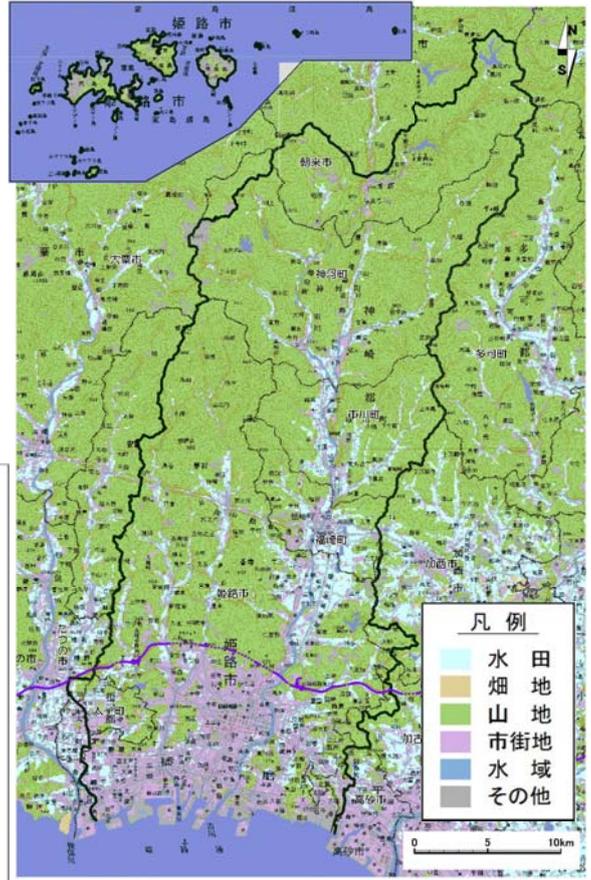
3

土地利用

計画地域の大部分は、**山地**

計画地域南部の臨海部には、**市街地が多い**

美しい自然やたくましい産業活動にあふれる色彩豊かな地域となっている。



4

流域の状況

計画地域：北部
山地が多い



市川 長谷橋
神崎郡神河町栗付近

計画地域：中部
水田が多い

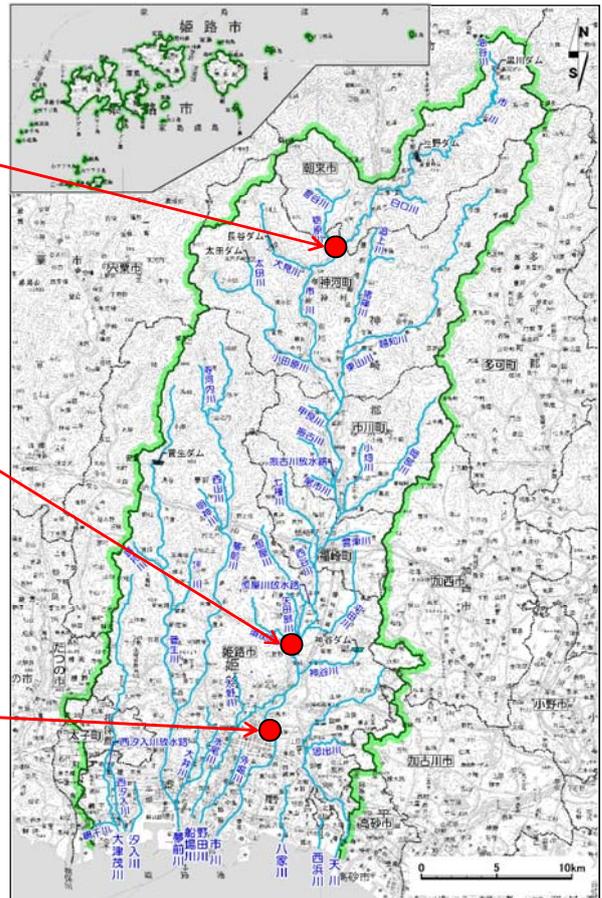


市川 江鮎頭首工
姫路市豊富町豊富付近

計画地域：南部
市街地が多い



市川 小川橋
姫路市花田町高木付近



5

■ 地形

【計画地域：北部】

山地・急傾斜地

谷底平野

【計画地域：中部】

丘陵地

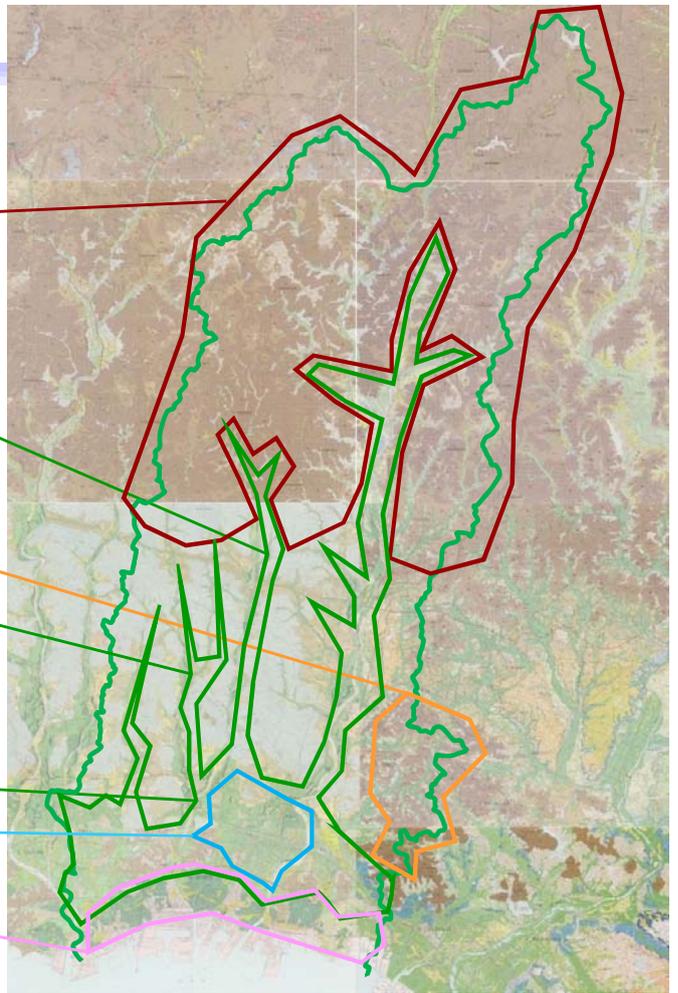
谷底平野

【計画地域：南部】

谷底平野

扇状地性低地

海岸低地



6

■ 地質

【計画地域：北部】

流紋岩

(生野層群)

【計画地域：中部】

沖積岩類(丹波帯)

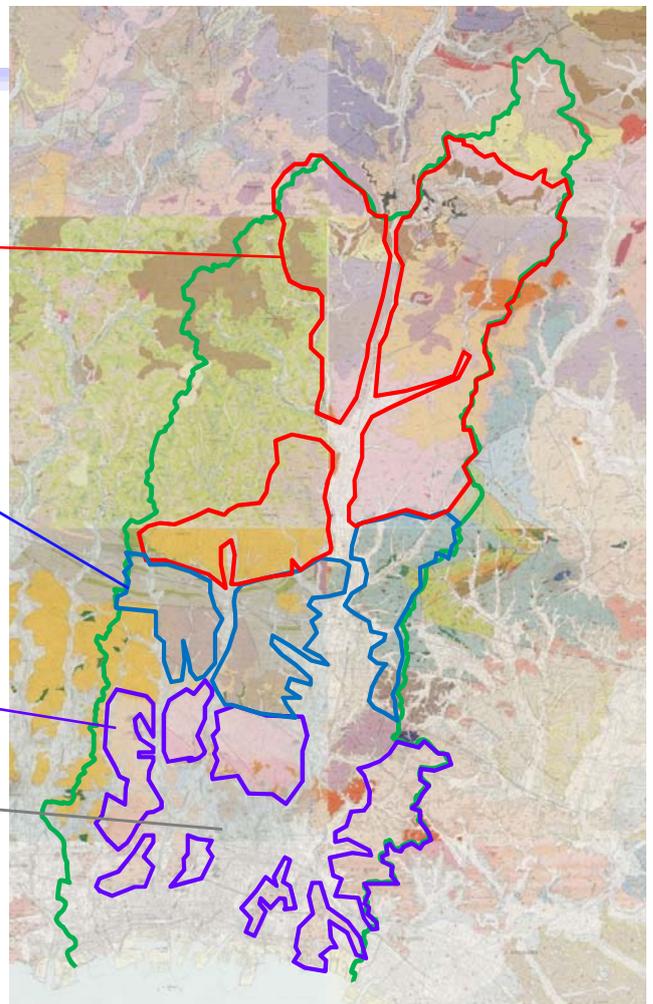
【計画地域：南部】

播磨深成岩類

(相生層群)

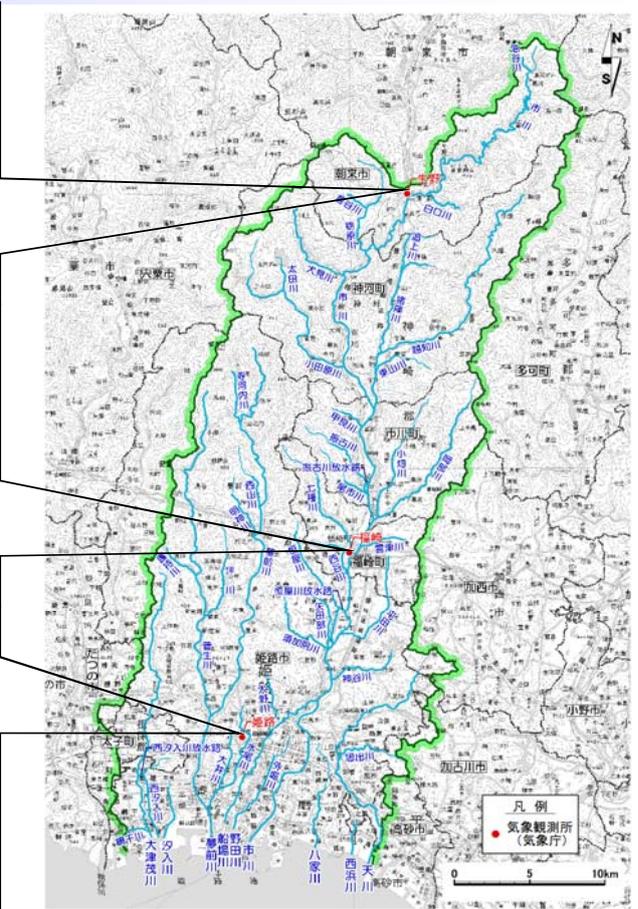
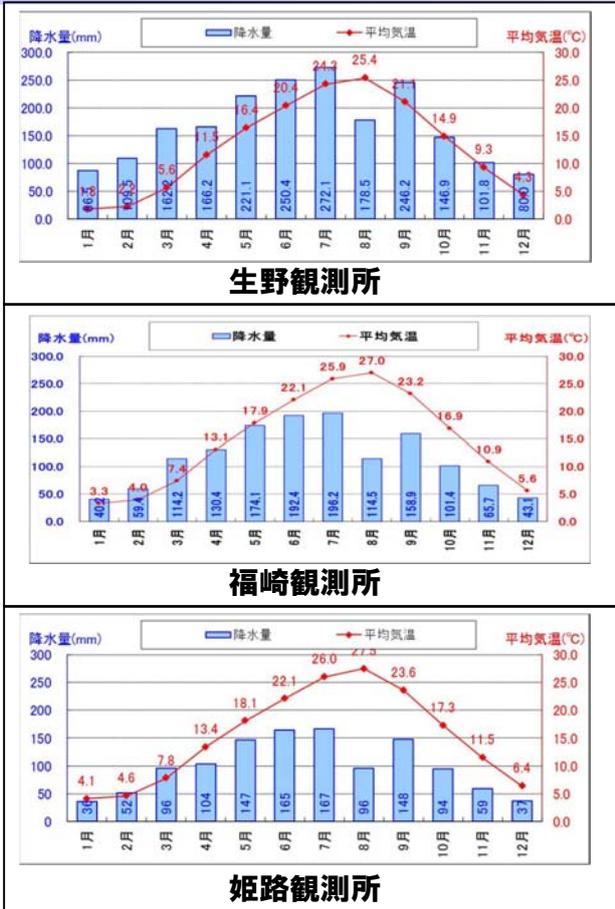
沖積層

(礫、砂、泥)



7

気候



洪水被害の発生状況

近年の計画地域での、大きな洪水被害 平成23年9月台風12号

姫路市で、約4万2千世帯計約10万人に避難勧告。
市川においては警戒情報・はん濫危険情報が発表された。

年度	発生年月	異常気象名	水害区域面積 (㎡)			被害家屋棟数 (棟)				一般資産被害額 (千円)
			宅地その他	農地	計	床上浸水	床上浸水	半壊	計	
H18	—	その他の異常気象	4,800	0	4,800	17	0	0	17	15,101
	6.30-7.25	梅雨前線豪雨	1,112	0	1,112	6	0	0	6	3,685
H18年 合計			5,912	0	5,912	23	0	0	23	18,786
H19	—	その他の異常気象	864	0	864	9	0	0	9	8,120
	H19年 合計			864	0	864	9	0	0	9
H20	—	その他の異常気象	192	0	192	2	0	0	2	2,082
	9.2-9.5	豪雨	2,120	0	2,120	22	0	0	4	26,588
H20年 合計			2,312	0	2,312	24	0	0	6	28,670
H21	7.17-30	梅雨前線豪雨	1,056	0	1,056	8	3	0	11	24,774
	7.31-8.3	豪雨	1,728	0	1,728	16	2	0	18	25,102
	8.8-11	台風9号	91	0	91	1	0	0	1	498
H21年 合計			2,875	0	2,875	25	5	0	30	50,374
H22	5.22-25	豪雨	4,320	0	4,320	43	1	0	44	74,346
	H22年 合計			4,320	0	4,320	43	1	0	44
H23	8.30-9.7	台風12号及び豪雨	8,581,580	187,220	8,768,800	1,379	454	5	1,838	37,638,858
	9.15-23	台風15号及び豪雨	7,776	0	7,776	32	23	0	55	158,205
H23年 合計			8,589,356	187,220	8,776,576	1,411	477	5	1,893	37,797,063

洪水による被害発生状況一覧 (H18~H23)

■ 近年の洪水による実績浸水区域



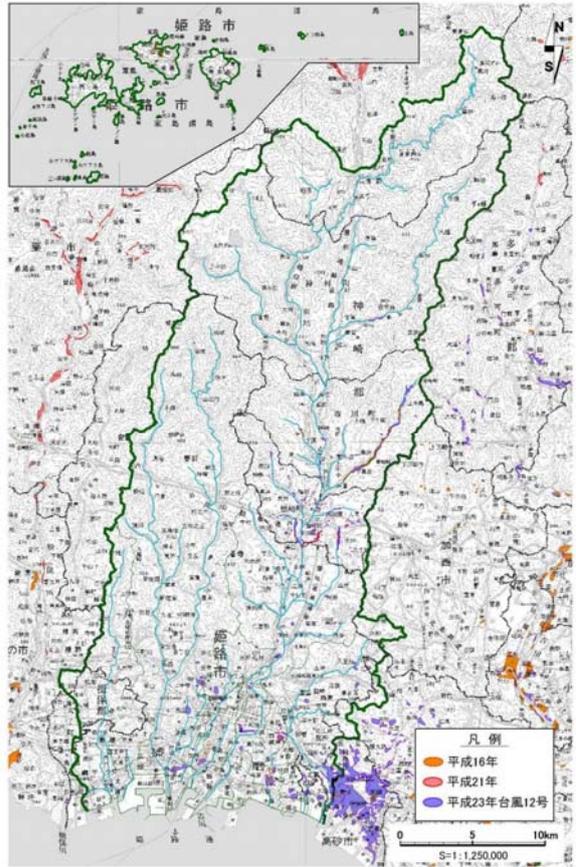
夢前川（山梨地区）

平成24年台風4号浸水状況写真1



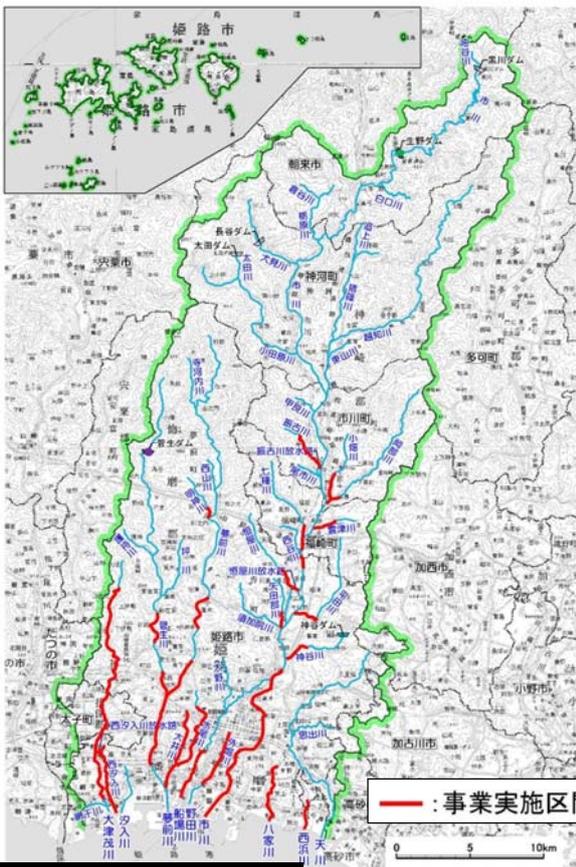
船場川（生矢橋下流左岸）

平成24年台風4号浸水状況写真2

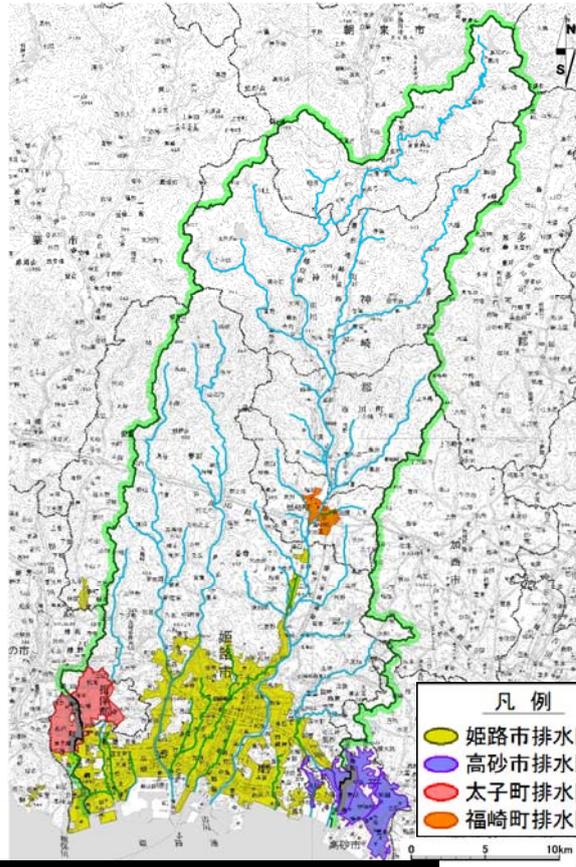


10

■ 河川・下水道の整備について



— 事業実施区間



凡例
 ● 姫路市排水区域
 ● 高砂市排水区域
 ● 太子町排水区域
 ● 福崎町排水区域

11

既往の治水事業

下水道（雨水）区域位置図

総合治水を推進する上での必要性

これまでの治水：河川下水道対策

課題

- ・長期間を要する。
- ・計画規模を超える洪水、整備途上段階での施設能力を超える洪水には対応できない。

計画地域全体で、とりくむことが必要

【ながす】

河川・下水道対策

+

【ためる】

流域対策

+

【そなえる】

減災対策

総合治水

12

第2章 総合治水の基本的な目標

素案P41~42

1. 計画地域

計画地域を記載

2. 計画期間

平成26年から概ね10年

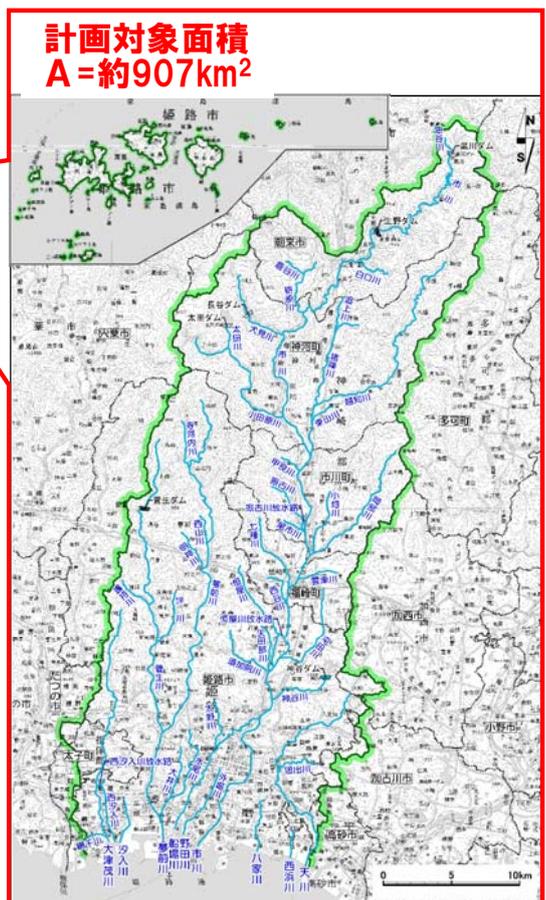
3. 基本目標

人的被害の回避又は軽減並びに県民生活及び社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、下記の対策を組み合わせた「総合治水」を推進する。

ながす：河川下水道対策

ためる：雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる流域対策

そなえる：浸水した場合の被害を軽減する減災対策



13

1. 全般

総合治水の推進にあたっては、県・市町・県民が相互に連携し、協働して取り組んでいく。

県の責務

総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施

市町の責務

各地域の特性を生かした施策の策定・実施

県民の責務

- ・ 雨水の流出抑制と浸水発生への備え
- ・ 行政が実施する総合治水に関する施策への協力

2. 河川下水道対策

(1) 河川対策

- 河川整備計画に位置付けられた計画に対して、実施し得る整備を着実に進める。
- 必要に応じた堆積土砂の撤去により洪水が安全に流下できるようにする等、適切な維持管理を行う。

(2) 下水道（雨水）対策

- 市町が、下水道計画に基づき、1/5～10程度の規模の降雨に対して浸水を生起させないための整備及び維持を行う。

第3章 総合治水の推進に関する基本的な方針

3. 流域対策

ため池や水田、学校や公園などを活用し、新たに雨水貯留を実施することにより、地先での浸水被害の軽減や、河川や下水道などへの雨水の流出を抑制する。

計画地域：南部
(主に市街地)

貯留機能の確保

(校庭、公園、官公庁、大規模公共施設等の駐車場等)

浸透対策を推進

(透水性舗装や浸透側溝の整備等)

計画地域：中部
(主に水田)

雨水貯留浸透機能の向上

(ため池での洪水吐や取水施設の改良や事前放流水田への堰板設置等による雨水貯留等)

計画地域：北部
(主に山地)

山地での保水機能の向上

(土砂流出の抑制や水源涵養機能等)

16

第3章 総合治水の推進に関する基本的な方針

4. 減災対策

人命を守ることを第一に考え、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、総合治水条例に掲げる以下の対策を進める。

① 浸水が想定される区域の指定

② 県民の情報の把握

③ 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

④ 浸水による被害の軽減に関する学習

⑤ 浸水による被害の軽減のための体制の整備

⑥ 訓練の実地

⑦ 建物などの耐水機能

⑧ 集落の浸水による被害の防止

⑨ 浸水による被害からの早期の生活の再建

17

第4章 河川下水道対策

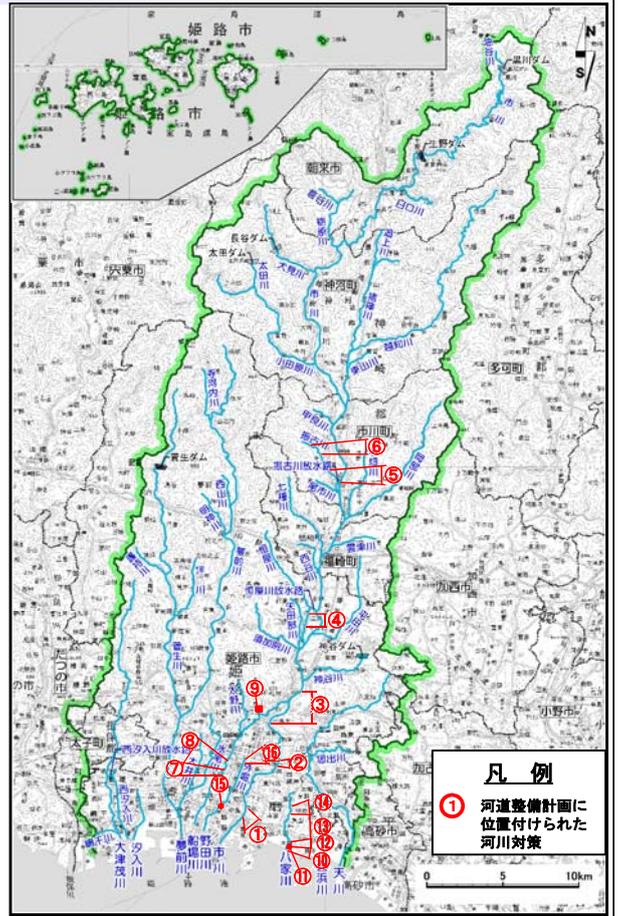
1. 河川の整備及び維持

県は、河川整備計画に位置づけられた事業を着実に推進するとともに適切な維持管理を行う。

【策定済みの河川整備計画】

- 市川水系河川整備計画
- 船場川水系河川整備計画
- 八家川水系河川整備計画
- 野田川水系河川整備計画

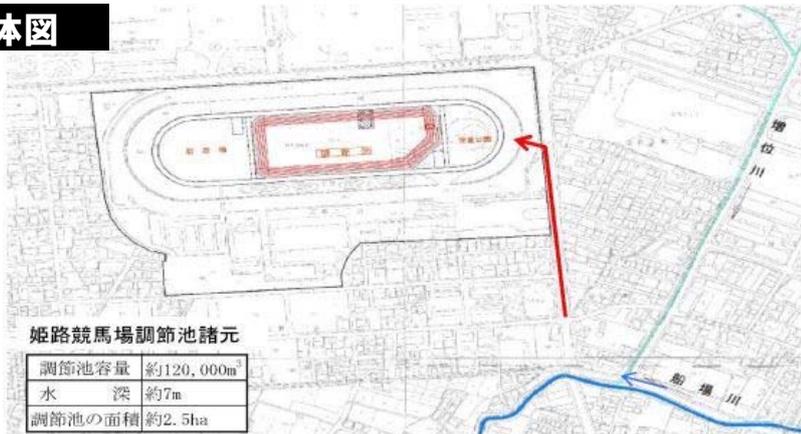
水系名	河川名	施工区間	位置番号
市川水系	市川	阿成地区	①
		JR橋梁上下流区間	②
		高木橋付近～生野橋付近区間	③
	振古川	江鮎井堰上流	④
		市川合流点～JR播但線谷地区	⑤⑥
船場川水系	船場川	飯田橋～生矢橋	⑦
		生矢橋～JR山陽本線船場川橋梁	⑧
		姫路競馬場	⑨
八家川水系	八家川	河口～防潮水門	⑩
		高水敷下流端	⑪
		防潮水門～三ツ橋	⑫
		三ツ橋～姫路バイパス	⑬
		明田川合流点～姫路バイパス	⑭
野田川水系	野田川	野田川排水機場	⑮
	外堀川	JR橋梁から上流	⑯



凡例
① 河道整備計画に位置づけられた河川対策

姫路競馬場調節池

調整池全体図



姫路競馬場調節池諸元

調節池容量	約120,000m ³
水深	約7m
調節池の面積	約2.5ha

イメージパース

平常時



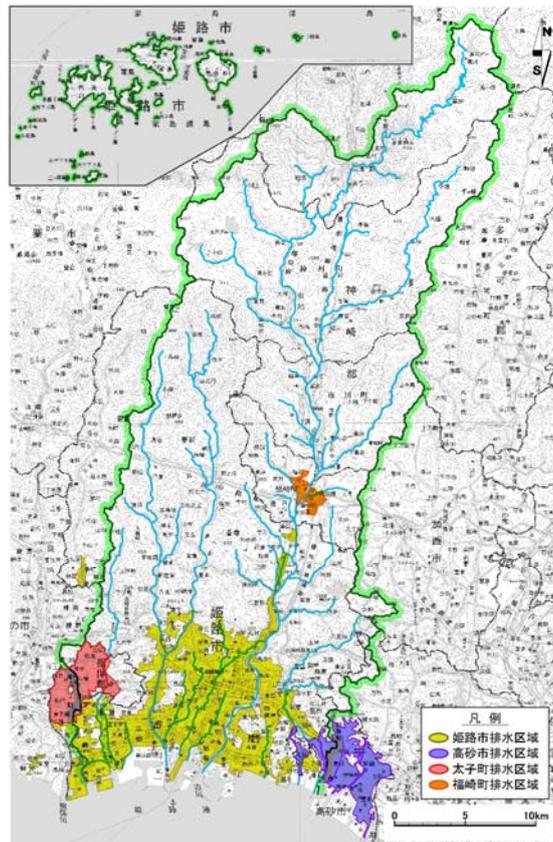
洪水時



第4章 河川下水道対策

2. 下水道の整備及び維持

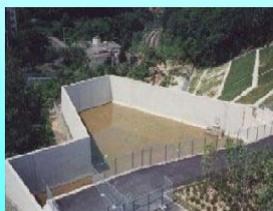
市町が、下水道計画に基づき、下水道の整備を推進する。



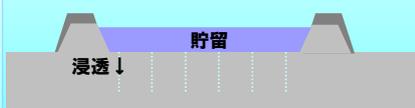
第5章 流域対策

素案P58~91

1. 調整池の設置及び保全

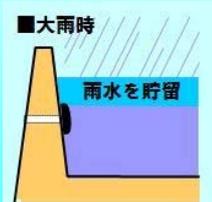


2. 土地等の雨水貯留浸透機能



雨水貯留浸透機能を現に有する土地（水田、ため池等）

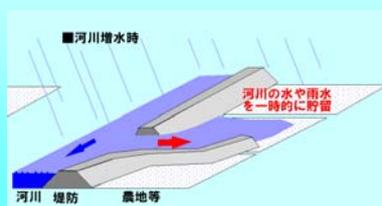
3. 貯水施設の雨水貯留容量の確保



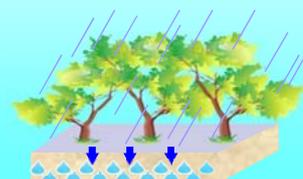
4. ポンプ施設との調整



5. 遊水機能の維持



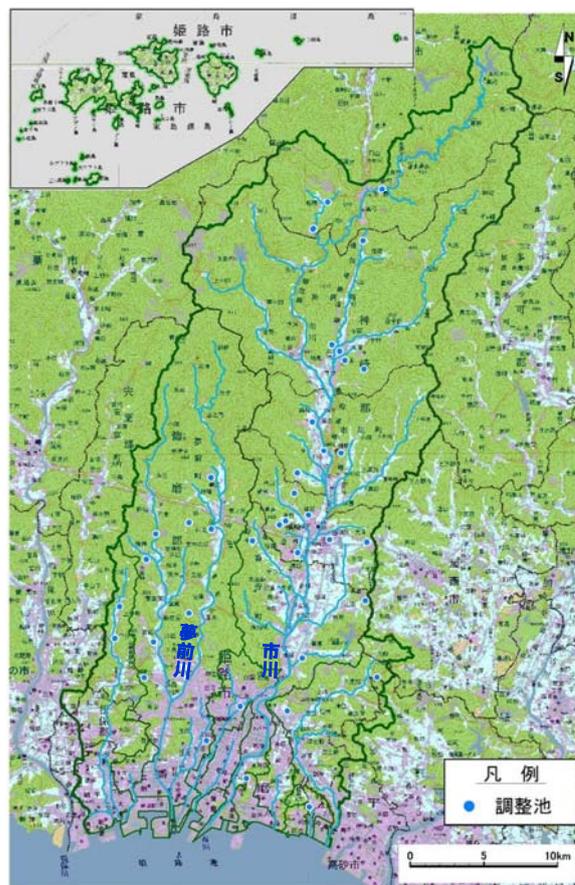
6. 森林の整備及び保全



5-1 調整池の整備及び保全

1.調整池

計画地域には、調整池84※施設が存在し、夢前川水系及び市川水系に多く分布している。



※84施設は開発に伴う協議を行った数であり現存している施設数と異なる場合がある。

22

5-1 調整池の整備及び保全

① 調整池の設置

開発者	調整池を設置しなければならない。
県	1ha以上の開発に対し重要調整池の設置を義務付ける。
市町	雨水貯留・浸透による流出抑制対策を行うよう指導
調整池の管理者	機能の維持と適正な管理を行う。

② 施設の指定

県	所有者の理解を得ながら積極的に指定調整池に指定していく。
調整池の管理者	機能維持と適正な管理を行う。

③ 維持管理

調整池の管理者	日常点検や維持管理など適正な管理に努め、雨水貯留浸透機能を保全しなければならない。
---------	---

23

調整池の整備及び保全の事例

【福崎町】

福崎工業団地調整池等6箇所の調整池を所管し（内3池はため池兼用）、草刈り、管理フェンス、設置者看板を設置するなどの維持管理に努め、水害時には巡回による点検を実施している。



福崎町一福崎工業団地調整池

24

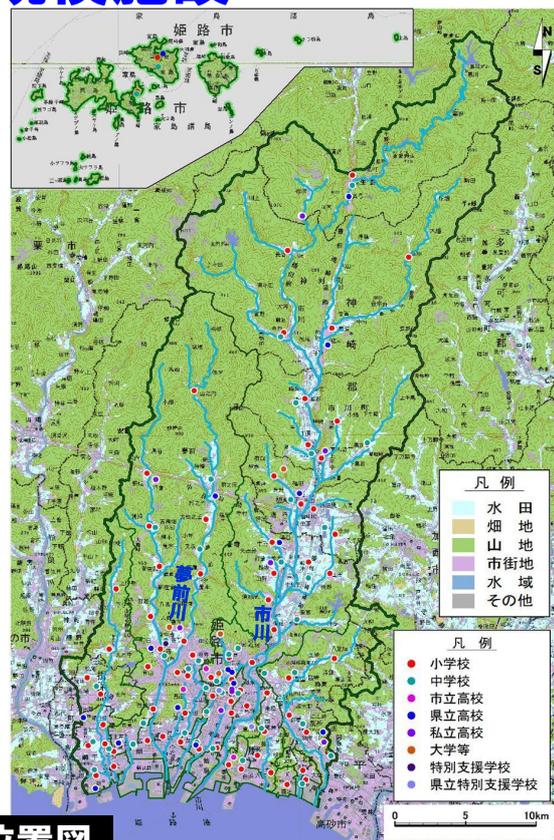
5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

素案P62~82

1. 学校、公園、その他大規模施設

計画地域には、

- 学校171施設
 - 公園816施設
 - その他大規模施設563施設
- が存在し、市街地である姫路市に多く分布している。

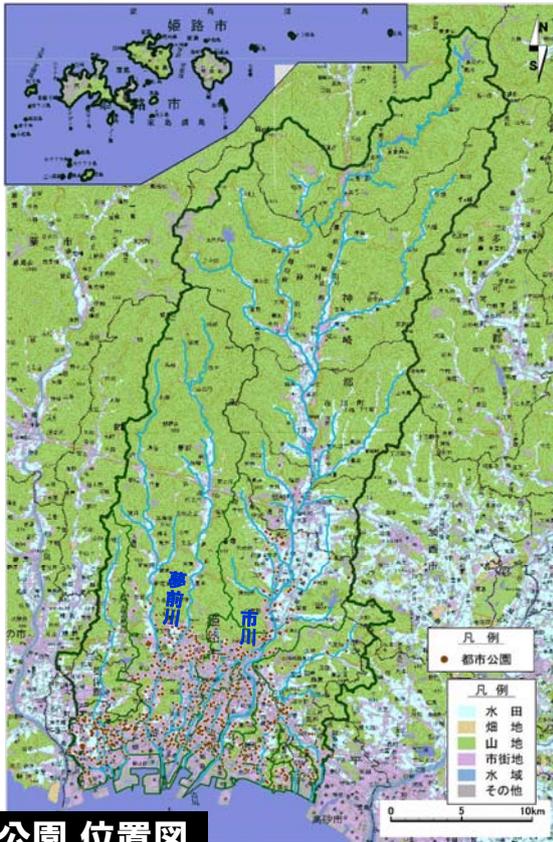


学校位置図

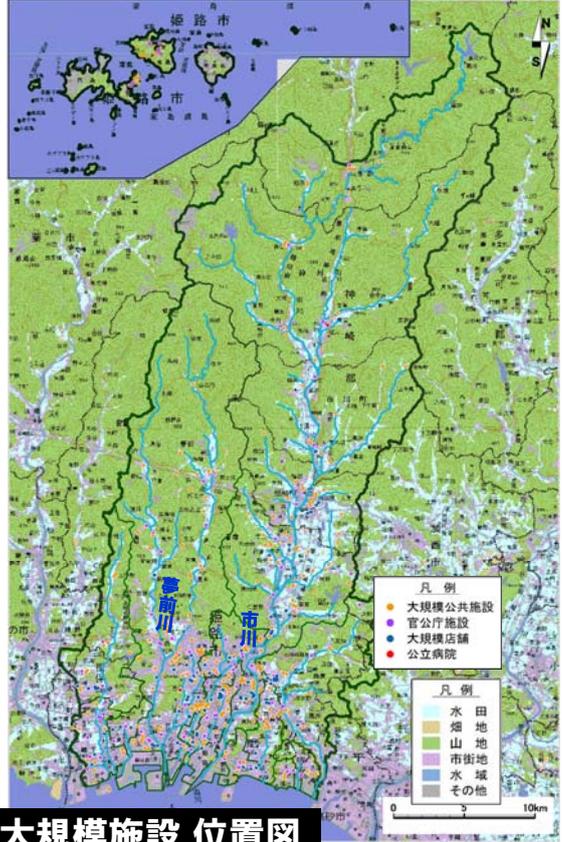
25

5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

1. 学校、公園、その他大規模施設



26 公園位置図



その他大規模施設位置図

5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

1. 学校、公園、その他大規模施設

① 雨水貯留浸透機能の備え

施設の所有者

透水性舗装や浸透側溝の整備等による浸透機能の向上に努める。

県・市町

自らが管理する学校・公園等の公共施設等を利用した貯留施設の整備に努める。

② 施設の指定

県

所有者の同意を得た上で、雨水貯留浸透施設に指定する。

施設の所有者

雨水貯留浸透機能を維持する。

③ 維持管理

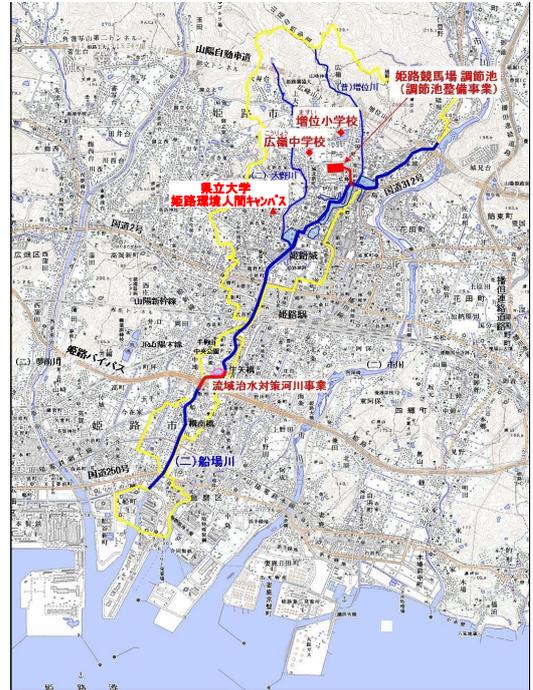
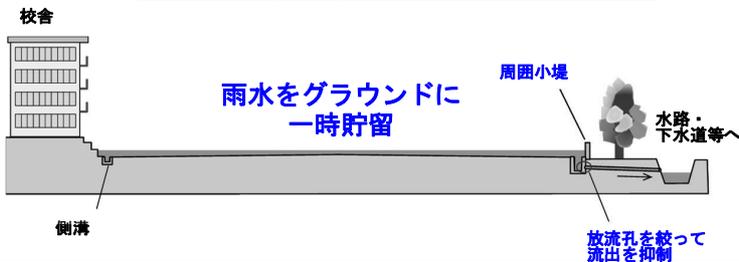
施設の所有者

雨水貯留浸透機能の維持管理に努める。

■ 雨水貯留浸透施設の設置事例

■ 校庭貯留：県立大学姫路環境人間キャンパス(県) 広嶺中学校、増位小学校(姫路市)

【整備イメージ(県大キャンパス)】



28

■ 雨水貯留浸透施設の設置事例

【高砂市】

高砂市立阿弥陀小学校の運動場を校庭貯留に活用。運動場面積7,150m²、貯留量は、1,430m³となっている。



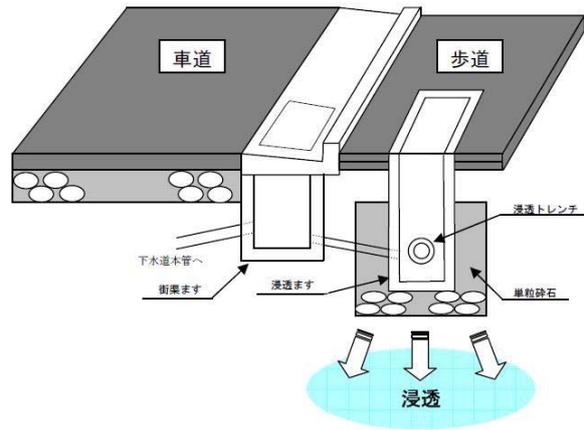
29

県管理道路における雨水浸透の推進

【兵庫県】

県は、下記の2路線で浸透側溝の整備に取り組む予定

整備時期	実施箇所	延長
本年度実施 予定箇所	(一) 姫路停車場線 (姫路市平野町)	L=130m (予定)
将来計画 箇所	(一) 広畑青山線[バイパス] (姫路市広畑区才～西蒲田)	L=2,500m (予定)



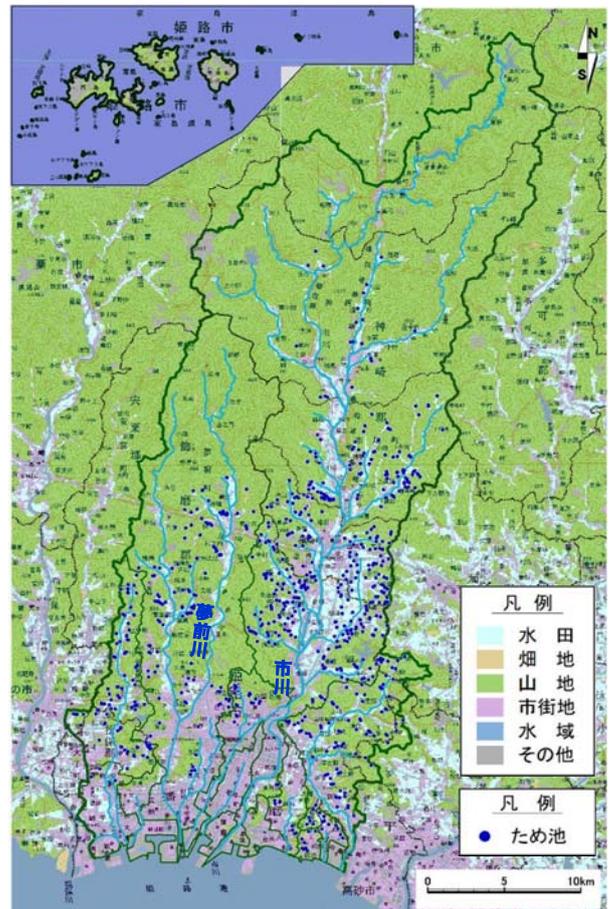
道路浸透柵の標準的な構造

30

5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

2.ため池

計画地域には、
ため池数は、744箇所
総貯水量は約1400万 m^3
であり、主に地域の中部
に位置している。



31

5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

2.ため池

① 雨水貯留浸透機能の備え

施設の
管理者

雨水貯留機能を向上させるための改良に努め、雨水貯留浸透機能を備える。

県・
市町

ため池の改良にあたって、雨水貯留浸透機能を備える技術的な助言・指導を行う。

② 施設の指定

県

所有者の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設に指定する。

施設の
所有者

雨水貯留浸透機能を維持する。

③ 維持管理

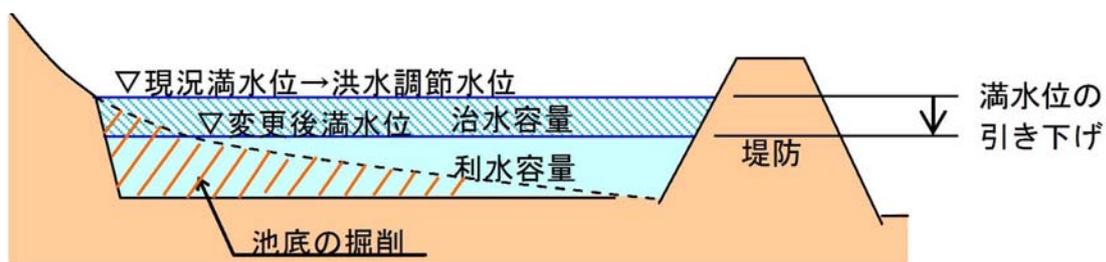
施設の
管理者

日常点検や維持管理など適切なため池の管理に努め、その雨水貯留浸透機能の維持に努める。

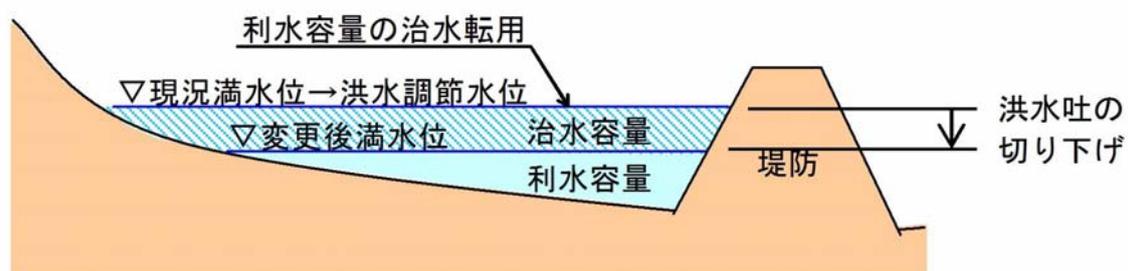
32

ため池の整備イメージ

① 池底の掘削



② 農業用水容量の治水転用



33

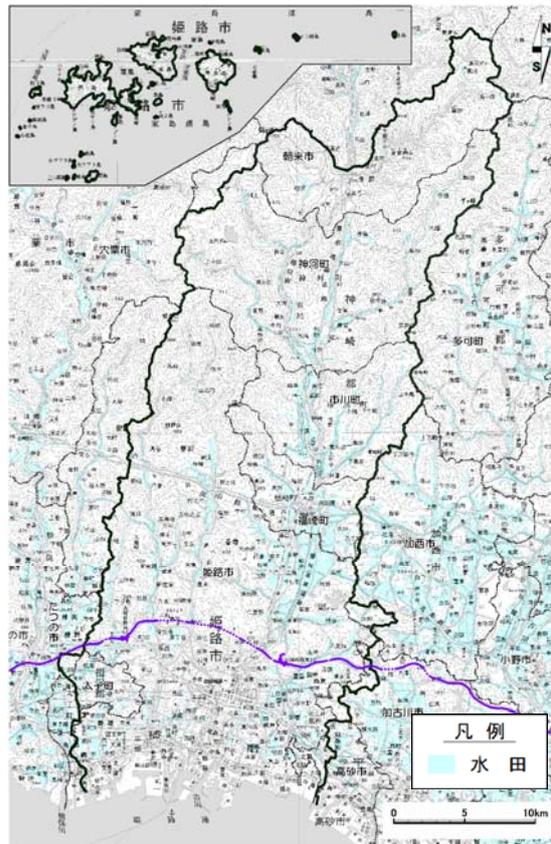
5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

3.水田

計画地域には、
姫路市北部から福崎町に
多く水田が分布している。

市町名	水田面積 (ha)	土地利用割合 (%)
朝来市	116.83	1.13
神河町	1143.07	5.93
市川町	1188.98	14.38
福崎町	1037.25	22.48
加西市	34.56	8.10
姫路市	4906.56	11.44
高砂市	53.21	10.56
太子町	315.69	20.06
たつの市	33.42	19.18
加古川市	10.34	1.63
合計	8839.90	9.75

(出典：国土数値情報 土地利用データ平成21年)



34

5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

3.水田

① 雨水貯留浸透機能の備え

県・
市町

積極的な普及啓発に努めるとともに、取り組みにあ
たつての技術的な助言・指導を行う。

施設の
所有者

営農に支障のない範囲で水田貯留に取り組むととも
に、雨水貯留浸透機能の維持を図る。

② 施設の指定

県

所有者の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設
として指定する。

施設の
管理者

雨水貯留浸透機能を維持する。

③ 維持管理

施設の
所有者

雨水貯留浸透機能の維持に努める。

35

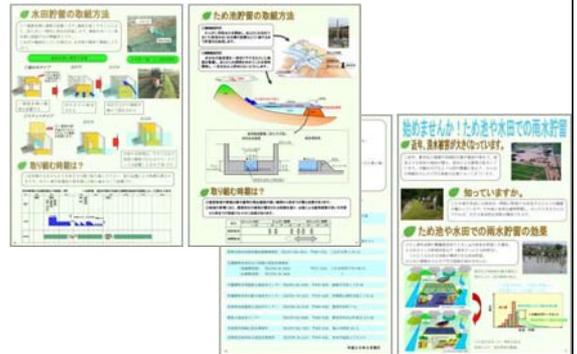
■ 水田貯留の整備事例（流域外の事例）

■ 水田貯留

排水口に調整板を設置し、水田に雨水を貯留

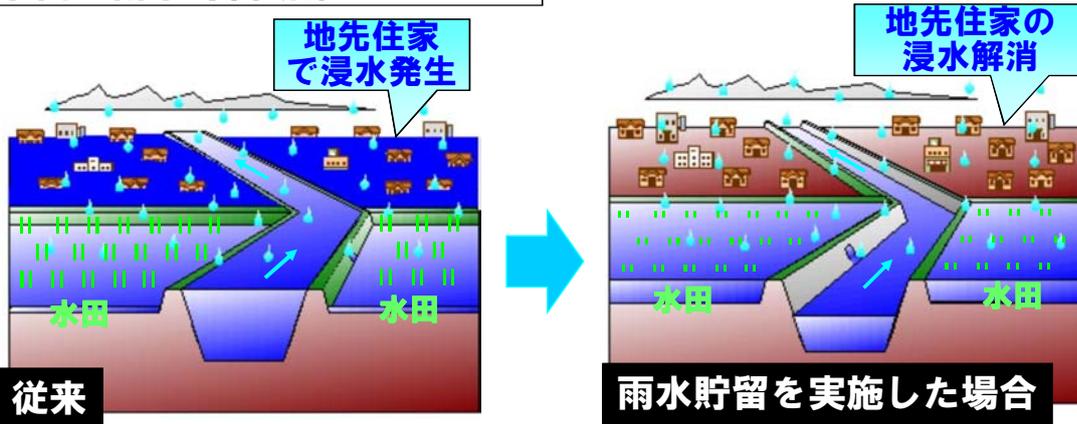


調整板設置イメージ図



ため池・水田貯留啓発チラシ

水田の雨水貯留効果イメージ



36

出典：石狩南部地域環境保全連絡会HP記載データより作成

■ 5-2 土地等の雨水貯留浸透機能

4. 各戸貯留

① 雨水貯留浸透機能の備え

県民

雨水貯留タンク等による各戸貯留や浸透柵等の設置を推進する。

大雨の前にタンクを空にする事前放流に努める。

② 県民の取り組みの支援

県・市町

県民に対し、雨水貯留についての普及啓発を図るとともに、県民の取り組みを支援する。

③ 維持管理

施設の所有者

雨水貯留浸透機能を維持管理するよう努める。

37

各戸貯留の整備 事例

【兵庫県】

姫路こども家庭センターに雨水タンク(200ℓ×2)を設置している。



姫路こども家庭センターの雨水タンク

【姫路市】

雨水貯留タンクを市内の小学校及び公民館に設置しPRを行っている。



姫路市の小学校に設置している雨水タンク

38

5-3 貯水施設の雨水貯留容量の確保

素案P83~85

① 施設の活用

施設の
管理者

大雨が予想される時は、あらかじめ貯水量を減らしておく等の適切な措置により、雨水を貯留する容量を確保するようにしなければならない。

県・市
町・施設
管理者

操作規則策定にあたり、全体の体系図を作成し、管理者間の十分な調整・連携を図る。

② 施設の指定

県

管理者の同意を得た上で、指定貯水施設として指定する。

施設の
管理者

機能維持と適切な管理を行う。

③ 維持管理

施設の
管理者

雨水貯留容量を確保できるよう適切な管理に努める。

39

5-3 貯水施設の雨水貯留容量の確保

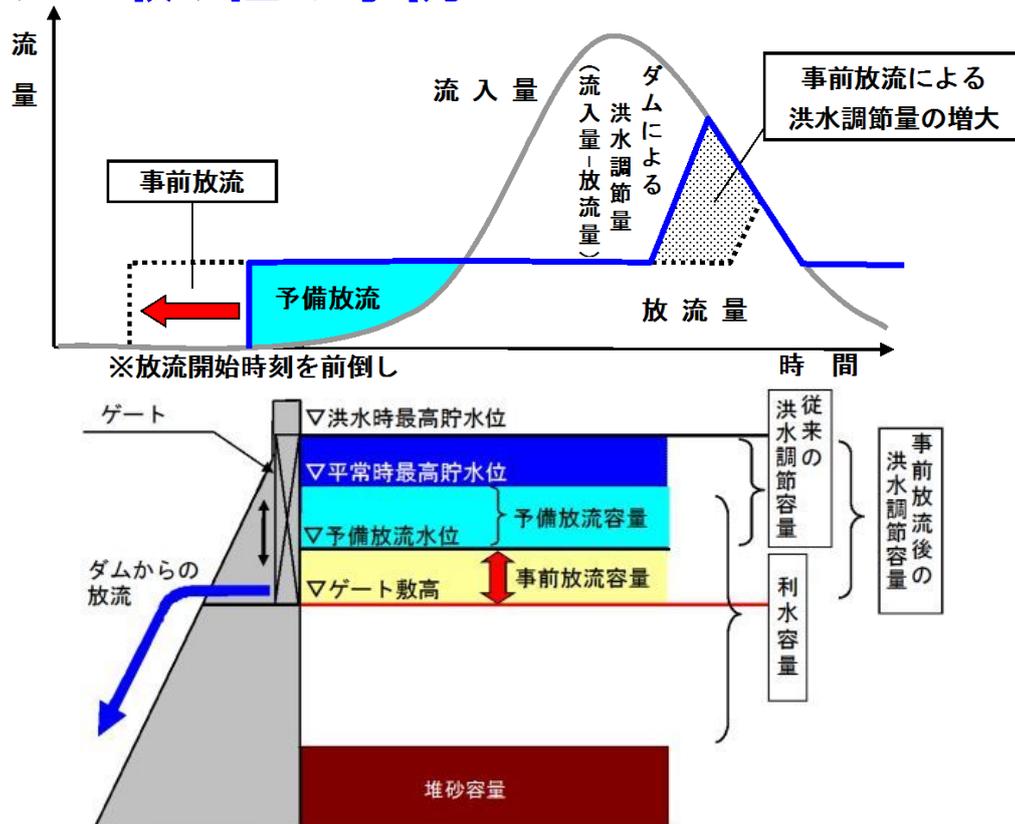
計画地域内のダム

水系	名称	河川	位置	目的	竣工年度
市川水系	黒川ダム	市川	朝来市生野町 黒川地先	工水、水道、発電	昭和48年度
	生野ダム	市川	朝来市生野町 竹原野地先	洪水調節、工水、 水道、不特定用水	昭和47年度
	長谷ダム	犬見川	神崎郡神河町 板尾地先	発電	平成7年度
	太田ダム	太田川	神崎郡神河町 上小田地先	発電	平成7年度
	神谷ダム	神谷川	姫路市豊富町 神谷地先	水道	平成11年度
夢前川水系	菅生ダム	夢前川	姫路市夢前町 訪野	洪水調節、不特定 用水	平成22年度 に改良工事

40

5-3 貯水施設の雨水貯留容量の確保

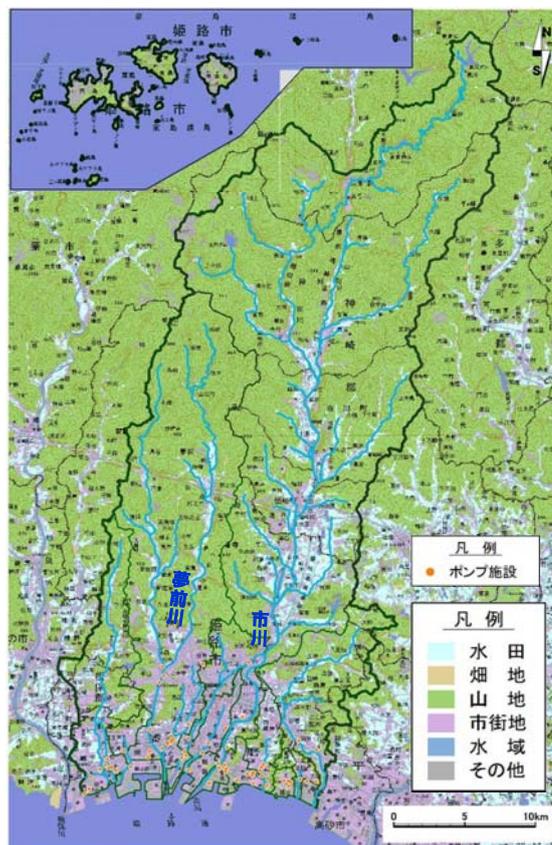
生野ダム取り組み事例



41

5-4 ポンプ施設との調整

計画地域には、
ポンプ施設は66箇所
あり、その多くが姫路市に
位置している。



42

5-4 ポンプ施設との調整

① 適切な操作

施設の
管理者

河川が増水し、堤防の決壊等が発生する恐れが生じている場合には、当該河川への排水を停止する等のポンプ施設の適切な操作を行う。

② 施設の指定

県

所有者の同意を得た上で、指定ポンプ施設として指定する。

施設の
管理者

排水計画に従って、適切な運転操作を図るとともに、適切な維持管理を行う。

③ 維持管理

施設の
管理者

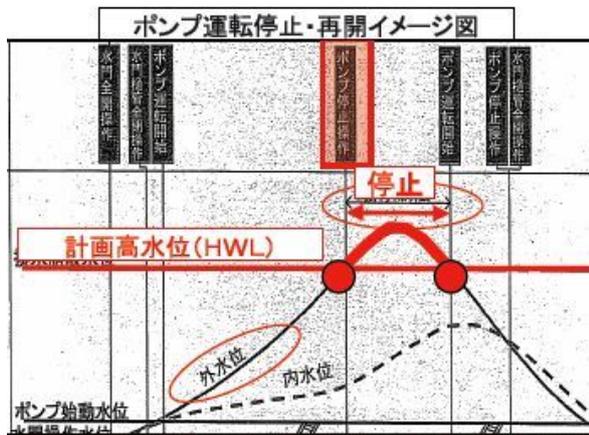
適切な運転調整が可能なよう、日常からの維持管理に努める。

43

ポンプの運転調整の事例（流域外の事例 ①）

六角川：佐賀県

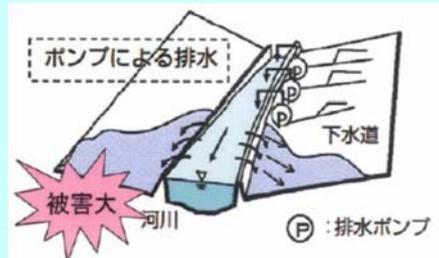
排水機場地点や排水機場地点下流において、流入先河川の水位が、計画高水位を超えた場合等、運転調整(ポンプ停止)を実施。



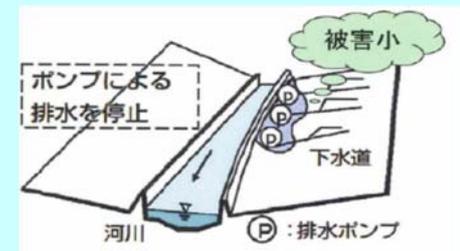
出典：九州地方整備局 武雄川河川国道事務所HP

ポンプ運転調整の必要性

ポンプによる排水を続けると、水位上昇を助長し、堤防が決壊するリスクを高めることとなる。



ポンプ場付近で雨水が溢れるが、堤防が決壊した場合に比べ浸水被害が小さくすることができる



出典：兵庫県HP 武庫川増水時における排水ポンプの運転調整について

5-5 遊水機能の維持

素案P89

県・市町・県民

規模の小さい山間の農地・荒地の貯留・遊水機能が発揮されるような地形の保全に努める。

県・市町

河川改修以外の事業の実施にあたっては、遊水機能が高いと考えられる土地に配慮するとともに、民間の開発等についても、遊水機能が高いと考えられる土地及びその機能について開発事業者等に十分な周知を図り、開発抑制を図る。

5-6 森林の整備及び保全

県・市町

森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、公的関与による森林管理の徹底、多様な担い手による森づくり活動の推進を基本方針として、「新ひょうごの森づくり:第2期対策(平成24~33年度)」を推進する。



地域住民等による森林整備活動



里山林の再生

46

出典：写真（兵庫県HP）

5-6 森林の整備及び保全

県・市町

防災面での機能を高めるため、『災害に強い森づくり：第2期対策（平成23~29年度）』に取り組む。

①緊急防災林整備



②里山防災林整備



③針葉樹林と広葉樹林の混交林整備



47

① 浸水が想定される区域の指定【条例第38条】

ハザードマップ



② 県民の情報の把握【条例第39条】

③ 浸水による被害の発生に係る情報の伝達【条例第40条】

河川監視システム



④ 浸水による被害軽減に関する学習【条例第41条】

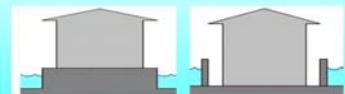
防災リーダー講座



⑤ 浸水による被害の軽減のための整備【条例第42条】

⑦ 建物等の耐水機能【条例第3節】

耐水機能



⑥ 訓練の実施【条例第43条】

⑧ 浸水による被害からの早期の生活の再建【条例第4節】

フェニックス共済



6-1 浸水が想定される区域の指定

県・市町

県管理河川について、大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される「区域」と「水深」を公表するとともに、県民への周知に努める。

県

浸水想定区域図を関係市町に通知する。

市町

ハザードマップを作成し、周知を行う。

① 浸水想定区域図の作成

県

全ての県管理河川の浸水想定区域図を作成する。

作成済の浸水想定区域図についても、河川整備基本方針の見直しや洪水調節施設の整備、土地利用の大規模な変更など必要と認められる場合には適宜見直しを図るとともに、市町に提供する。

浸水想定区域図を「兵庫県 CGハザードマップ」に掲載し、県民への周知に努める。

兵庫県 CGハザードマップ(地域の風水害対策情報)

<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

50

6-2 県民の情報の把握

素案P97

県民

県や市町から発信される防災情報を収集し、水害リスクに対する認識の向上に努める。

6-3 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

素案P97~110

県・市町

県民の避難の助けとなる情報を迅速かつ確実に提供できるように情報提供に努める。

市町

水防計画への反映やフェニックス防災システムの増設等、提供された情報の効果的・効率的な活用方法を検討する。

県民

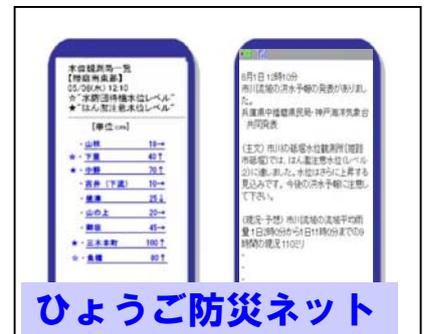
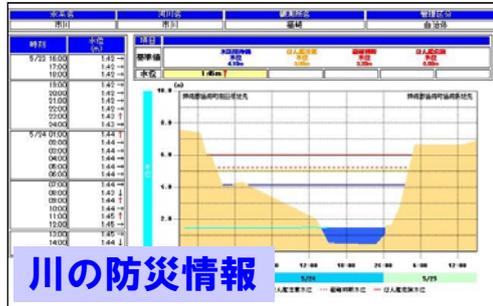
情報の把握するとともに、他者への伝達により、自らそれぞれの安全の確保に努める。

51

6-3 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

県・市町

雨量情報、水位情報、河川の状況、洪水予報などをインターネットやケーブルテレビの画像を活用し県民に情報を発信していく。



6-4 浸水による被害の軽減に関する学習

素案P111~114

県民

災害時に的確な避難ができるよう、浸水被害対策の重要性を認識し、自主防災組織等の活性化を図るなど、「自助」「共助」の取り組みを進める。

県・市町

これを支援する。

(1) 自主防災組織の結成促進や活性化

県・市町

計画地域の自主防災組織の結成推進に取り組む。

地域防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。



6-4 浸水による被害の軽減に関する学習

(2) 防災マップの作成・支援

県民

過去の災害情報、避難経路、避難経路上の危険箇所必要な防災対応などを地域住民自らの手で地図に記載する「防災マップ」を作成し、水害リスクの認識の向上に努めるとともに、自主防災組織等の活性化を図る。

防災マップの作成に際しては、防災リーダーが中心的な役割を担い、必要に応じて防災に経験豊富なNPO法人等の支援を得る。

県・市町

研修会の開催等、防災マップづくりを支援する。



高砂市：防災マップ作成支援に関する取り組み

54

6-5 浸水による被害の軽減のための体制の整備

素案P115~120

(1) 水防活動への支援

県・市町

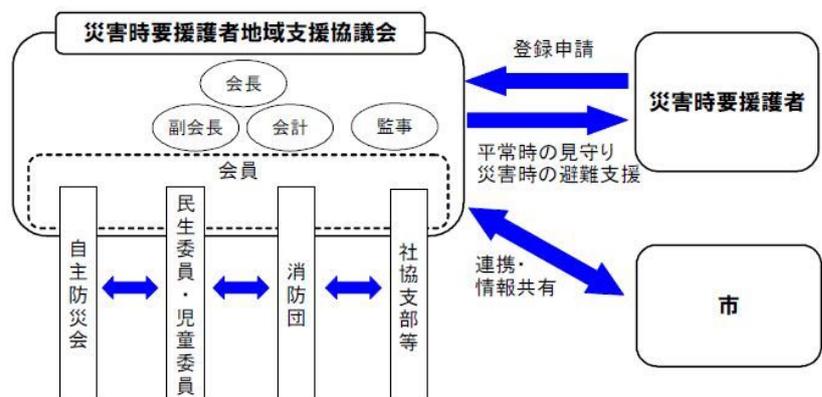
水防活動への支援に関する取り組みを推進する。

(2) 共助の取組みの推進

市町

作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取組みの推進に努める。

災害時要援護者
支援事業（姫路市）



55

6-6 訓練の実施

県・市町

防災関係機関、ライフライン関係機関で構成する「水防連絡会」を毎年、増水期前に開催し、重要水防箇所の見直し等に関する情報の共有を図る。

大規模洪水時（堤防破堤やゲリラ豪雨による内水浸水等）を想定した実践的な演習を行うとともに、防災関係機関と連携して水防訓練を実施する。

防災訓練の様子



高砂市：総合防災訓練



太子町：防災訓練-ゲリラ豪雨体験

56

6-7 建物等の耐水機能

県民

自らが所有する建物等に浸水が見込まれる場合は、敷地の嵩上げや遮水壁の設置、電気設備の高所配置など、耐水機能を備えることに努める。

県・市町

地域防災計画に定める防災拠点施設や避難所に浸水が見込まれる場合は、耐水対策の必要性を検討し、実施する。

県

浸水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認め、所有者等の同意を得られた建物等を指定耐水施設に指定（条例第45条）

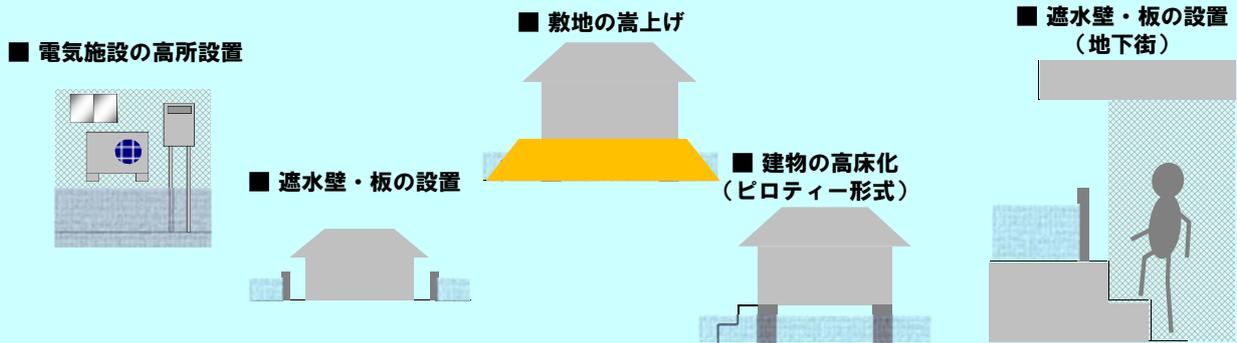
建物所有者

耐水機能を備え、維持するよう努める。

57

■ 耐水機能の主な事例

【耐水機能の主な例】



【福崎町】 現在、防災拠点となる公共施設において、電気設備を高所に設置しており、朝来市、高砂市、太子町でも今後実施する。

【高砂市】 出前講座、広報誌等において、家屋の通気口に発泡スチロールを用いて浸水を軽減する方法等を紹介している。

58

■ 6-8 浸水による被害からの早期の生活の再建

素案P123

県民

水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等の加入に努める。

県・市町

加入促進に努める。

【フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)】

- 阪神・淡路大震災を契機として、貯蓄・地震保険などの「自助」や、公的支援（「公助」）の限界を埋める、新しい「共助」（住宅所有者間の相互扶助による住宅再建支援の仕組みとして県が創設（H17～）
- 年額5千円の負担で、最大600万円（住宅再建）を給付。
- 洪水、豪雨の他地震、高潮、津波等あらゆる自然災害が対象。
- 詳しくは兵庫県のホームページをご覧ください。

<http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html>



59

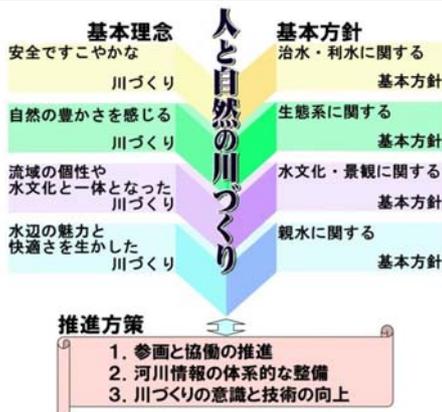
県

「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念や基本方針に基づき、河川整備を行う。

「生物多様性ひょうご戦略」を踏まえて、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む。

流域対策を実施する際にも、自然環境、生物環境、景観などに配慮した事業を行う。

「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針



「生物多様性ひょうご戦略」の理念と目標



1. 県民相互の連携

県民

総合治水や環境保全等に関わる自主的な活動を推進するよう努める。

県

総合治水等に関する取り組みが推進されるよう、各団体や市と連携し、活動の援助に努める。

2. 関係者相互の連携

県

土地利用計画、準用河川等の整備、公共下水道の整備等については、協議会の場などを活用して連携を図る。

土地利用計画の策定に当たっては、当該土地の河川の整備状況、災害発生のおそれの有無、水源の涵(かん)養の必要性等を踏まえて策定するものとする。

■ 第8章 総合治水を推進するにあたって必要な事項

3. 財源の確保

県・
市町

自らが所有する施設について、率先して貯留施設等の整備に取り組むとともに、補助金等、有利な財源の確保に努める。

市町や県民の取り組みを促進するための財政的支援等について、ニーズや整備効果を踏まえ、検討を進める。

4. 計画の見直しについて

県・
市町
・
県民

協議会において、計画の進捗状況を把握の上、協議する。

県

協議会を踏まえて推進計画を適宜見直す。